

令和6年度(2024年度) 西原町保育所等入所案内

◎受付期間：令和5年10月10日(火)～令和5年10月31日(火)

◎受付時間：9時00分～11時45分(月～金)

◎受付時間：13時15分～17時00分(月～金)

◎受付場所：西原町役場 1階こども課保育所係窓口

：(在園児のみ)各保育所 ※10月10日(火)～10月20日(金)

※注意 10月23日(月)以降は各保育所での受付はできません。

※期間外の申込は、在園児や優先順位の高い児童であっても待機の対象となりますのでご注意ください。



★注意事項★～必ずお読みください～

- ① 保育所等入所をご希望の方は、**全員**、申込手続きが必要となります。
- ② 必要書類を全て揃えて提出してください。(不備、記入漏れの場合は受付できません)
- ※ 2人以上申込む場合、**必要書類の原本は最年長クラスの児童に添付し、その他の児童はコピーを添付し提出して下さい。**
- ③ 保育料未納世帯(過年度含む)については入所(園)できない場合があります。
- ④ 申込児童が定員を上回るなどの理由により、入所(園)できない場合があります。
- ⑤ 申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所(園)を取り消すことがあります。
- ⑥ 年度途中での転園は、待機児童や他に申込み者がいない場合のみ選考を行います。
- ⑦ 現在利用している保育所等ではなく、別の施設を第1希望とした場合は、新規としての選考となります。
- ⑧ 郵送にて提出される場合は10月31日消印有効、郵送料は自己負担となります。
未着については一切責任を負いかねます。



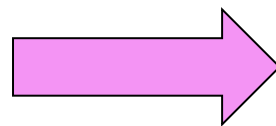
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆お問い合わせ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
〒903-0220 西原町字与那城140番地の1
西原町役場 福祉部 こども課 保育所係
電話 945-5311 (内線2708)



《申し込み必要書類》 全ての児童に必要な書類①～④

※世帯の状況により必要書類は異なるため、次ページもご確認ください。

※必要な書類が揃っているか☑等で十分ご確認ください。



- ① 教育・保育給付認定申請書兼現況届 兼 施設利用申込書
- ② 保育を必要な事由を証明する書類(3ヶ月以内に証明されたもの)
※父・母・18歳以上65歳未満の同居者は全員必要です。
- ③ 入所申込み確認及び同意書
- ④ 保育所等保育料納付誓約書(※0～2歳クラスのみ)



【保育の必要な事由を証明する書類】

・『★』は町指定の様式です。こども課窓口で受け取るか西原町HPから印刷して下さい。

西原町ホームページはこちら <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

・『写し』の書類については、A4サイズでコピーして下さい。

☑	理由・状況など		必要書類
☐	就労	勤務(月64時間以上)	★就労証明書
		自営業など	★就労証明書 確定申告/開業届/内職証明書/委託契約書等の写し
☐	妊娠・出産	産前2ヶ月・産後4ヶ月	親子健康手帳の写し等(出産予定日の記載があるもの)
☐	疾病	病気療養中	★診断書
☐	障がい	心身に障がいがある	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳などの写し
☐	介護など	看護・介護にあたっている	★看護(介護)状況申立書 看護・介護を受けている方の診断書などの写し
☐	災害復旧	災害復旧にあたっている	罹災証明書
☐	求職活動	求職活動中	★求職申立書 ハローワークカードの写し
☐	就学	就学または職業訓練中	在学証明書など・カリキュラム等日数や時間が確認できるもの
☐	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	-
☐	育児休業 ※継続認定のみ	育児休業中	★就労証明書(育児休業期間の記載があるもの)
☐	みなし育休 ※継続認定のみ	育休対象児の家庭保育	★みなし育休に係る申立書 親子健康手帳の写し等(出産日の記載があるもの)

※みなし育休とは…2歳児未満の育休対象児の家庭保育を行うため、すでに保育を利用している児童の継続利用を認定するものです。

●出産を控えている方●

妊娠中の方は、就労の有無に関わらず「親子健康手帳(母子手帳)」、「診断書」、「妊娠届出書」などの分娩予定日が記載されている書類のコピーを必ず提出してください。また出産日翌日から4ヵ月後の月末までに保育の必要な事由を証明する書類(就労証明書等)の提出がない場合は退所(園)となる場合があります。

●育児休業中・みなし育休中の方●

～在園の場合～

児童の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合や保護者の健康状態などを考慮し、継続利用が必要である場合には、保育の必要な事由に該当し認定を受けることができます。

～新規の場合～

育児休業中の方については、入所日の翌月末までに職場復帰することが申込みの条件です(例:4月1日入所の場合、5月31日までに職場復帰)。就労証明書に職場復帰日の記載がないものは無効です。

●求職活動中の方●

求職申立での認定期間は3ヶ月間です。ただし、認定期間の延長が妥当と判断される場合は最長で4か月となります。期限を過ぎた場合は退所(園)、または待機対象外とされますのでご注意ください。勤務が決まった方は速やかに「就労証明書」を提出してください。

～その他該当する世帯のみ必要な書類～

【世帯の状況確認に必要な書類】



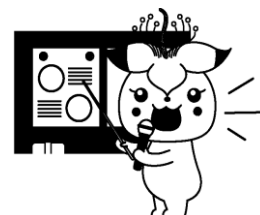
<input checked="" type="checkbox"/>	世帯の状況	提出書類
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯	生活保護証明書
<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、母子及び父子家庭等医療費受給者証、遺族基礎年金受給者証などのコピー、または戸籍謄本(離婚日の記載があるもの)
<input type="checkbox"/>	障がい者(児)のいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、または障害基礎年金受給者証などのコピー
<input type="checkbox"/>	里親世帯	里親委託証明書
<input type="checkbox"/>	申込児童にアレルギー・疾病がある世帯	★児童の状況調査票 ★診断書(児童の状況によって)
<input type="checkbox"/>	発達支援保育を希望する世帯	過去1年以内の発達検査等の結果が分かる書類、診断書または療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写し ★情報提供に対する同意書 ★児童の状況調査票
<input type="checkbox"/>	転入予定世帯	★転入予定申立書 「令和5年度(令和4年收入分)所得課税証明書」(2月末までに転入できない場合) ※一斉受付期間に限り転入予定として申込みできます。しかし、町が指定する期限までに転入ができない場合は入所(園)できません。転入を予定していることが確認できる証明書(工事請負契約書や賃貸借契約等)があれば提出してください。

【保育料及び副食費算定に必要な書類】

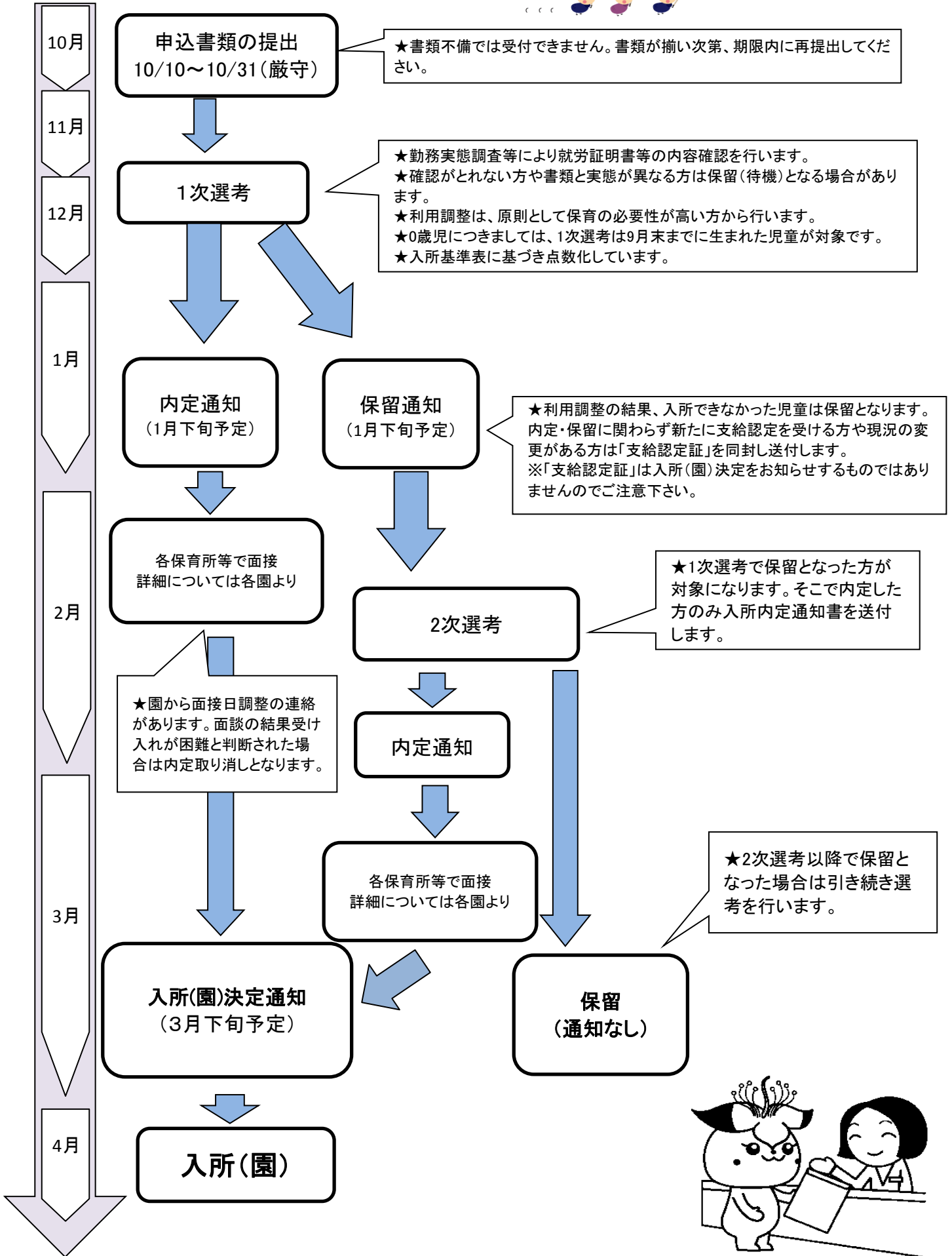
<input checked="" type="checkbox"/>	状況	提出書類	提出期限
<input type="checkbox"/>	・町外に住民票がある方 (単身赴任等)	「令和5年度(令和4年收入分)所得課税証明書」・新規のみ	入所申込時
		「令和6年度(令和5年收入分)所得課税証明書」 ※令和6年1月1日時点の住民登録市町村で発行可能	令和6年7月8日(月)
<input type="checkbox"/>	軍人・軍属の方	「2023 W-2(令和4年收入分が確認できるもの)」の写し	入所申込時
		「2024 W-2(令和5年收入分が確認できるもの)」の写し	令和6年7月8日(月)

【注意事項】

- 申込後に家庭状況が変わった場合は、書類の再提出等が必要となります。その都度こども課保育所係までご連絡ください。なお入所(園)後職場を退職し3ヶ月以上たったことが判明した場合は退所(園)となります。
- 保育時間の変更等がある場合は前月20日までに証明書等の提出をお願いします。翌月1日からの変更になります。月途中の変更はできません。
- 待機証明書等が必要な場合は、こども課窓口にて申請ください。(発行には数日かかります)



★入所(園)までの流れ(4月1日入所希望の場合)



令和6年度途中における保育園所等入所について



入園希望日	申込受付・期間	
令和6年5月1日	～ 3月29日(金)	★入所(園)日については各月1日付けとします。
令和6年6月1日	～ 4月30日(火)	
令和6年7月1日	～ 5月31日(金)	
令和6年8月1日	～ 6月28日(金)	
令和6年9月1日	～ 7月31日(水)	
令和6年10月1日	～ 8月30日(金)	
令和6年11月1日	～ 9月30日(月)	
令和6年12月1日	～10月31日(木)	
令和7年1月1日	～11月29日(金)	
令和7年2月1日	～12月31日(火)	
令和7年3月1日	～ 1月31日(金)	

◆◆ 保育所(園)等入所案内の流れ(一斉申込期間以外) ◆◆

①新規申し込み受付

上記表中の受付期間内に、保育所等入所申込にかかる書類一式を提出下さい。



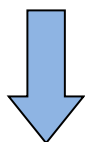
②毎月各園の受け入れ可能を(人数)を確認します。

対象となる児童で、点数の高い方からのご案内になります。



★内定

内定者にはお電話にてご連絡致します。(毎月10～15日目途)



③保育所との面接

内定園との面接を行います。(園から連絡有)



④入所(園)決定

通知をお送りします。

★保留

翌月以降引き続き選考を行います。入所申し込み書は、令和7年3月31日まで有効です。
選考終了後1度のみ保留通知をお送りします。
※保留の方へはお電話は致しません。





★保育所等入所について

認可保育所(園)とは、保護者が働いていたり病気の状態にあるなど「保育の必要な事由」に該当する世帯に属する児童を、保護者に代わって保育することを目的としています。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所(園)できるものではありません。なお「集団保育に慣れさせるため」などの理由では入所(園)の対象とはなりません。

★入所(園)対象児童

生後6ヶ月から小学校就学前までの児童のうち、保育の必要な事由に該当し、西原町内に住民票を有する世帯が対象です。お申込は出生届後から可能です。

★保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、「保育を必要とする認定」を受ける必要があります。認定された場合、【支給認定証】を交付いたします。【支給認定証】は入所(園)決定をお知らせするものではありませんのでご注意ください。また既に認定を受けている方については、内容に変更等がある場合にのみ通知致します。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳～5歳で保育を必要とせず 教育を希望される幼児	認定こども園/町立幼稚園
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	保育所(園)・認定こども園
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	保育所(園)/小規模保育

★保育必要量の区分

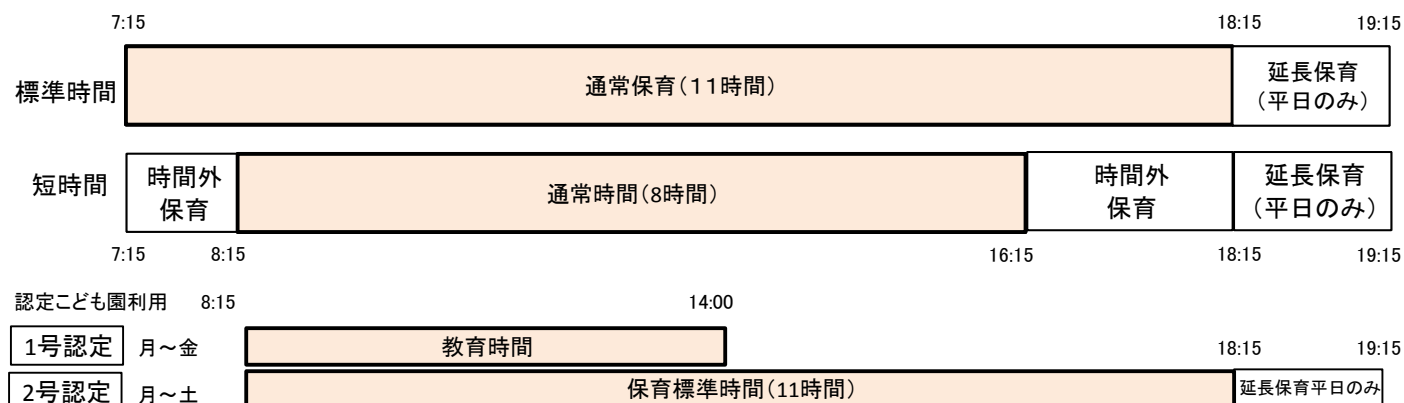
保護者の状況に応じて、保育の利用時間を以下のように認定します。



利用区分	保護者の状況	保育時間
保育標準時間	就労、就学等の時間が1週間あたり30時間以上、妊娠・出産、疾病 等	最長11時間(原則8時間)
保育短時間	就労、就学等の時間が1週間あたり16時間以上30時間未満、求職活動中、育児休業中 等	最長8時間

※保護者のいずれか一方が保育短時間に該当する場合は、保育短時間での利用となります。

★保育時間 通常保育は月曜日～土曜日(日曜・祝祭日・慰霊の日及び年末年始は休園)



※認定こども園(2号認定)保育時間は上記保育所(園)の基準と同様となります。標準短時間ご参照願います。

※延長保育を実施していない園もございますのでご注意ください。(9ページ参照)

※園によって保育開始時間及び終了時間が異なります。詳細は各園までお問い合わせください。

※時間外保育・延長保育を利用した場合は、別途利用料がかかります。

・時間外保育: 1時間150円/月契約4,500円 ・延長保育: 1回利用300円/月契約3,000円

★一時保育事業

保護者の疾病や出産など、一時的に保育を必要とする児童が対象です。現在、保育士不足により事業を見合わせておりますが、実施予定園において職員体制が整い次第、再開予定です。

★発達支援保育

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童で、保育の必要性が認められ集団生活において支援が必要な児童には、より丁寧な保育を行うことで子どもの発達を促します。

★保育料について

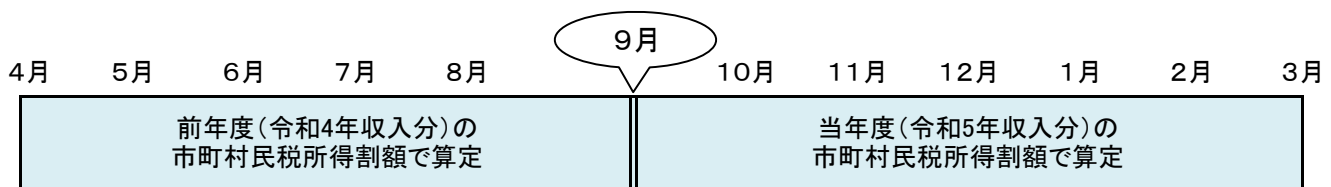
保育料は両親の課税状況・児童の年齢・世帯状況によって決定されます。



- ・基本的には両親の課税状況で保育料を算定しますが、両親の収入が生活保護基準額を下回る場合は、同居親族の収入も保育料算定の対象となります。
- ・修正申告等により課税状況に変更が生じた場合や世帯状況の変更があった場合は、その都度こども課保育所係までご連絡ください。保育料が変更となる場合があります。
- ・保育料で過納額が生じた場合は、その年度の保育料や未納分等に充てさせていただき残りを返還します。

①保育料の切り替え時期について

保育料は毎年9月に切り替えとなります。4月～8月分保育料は前年度市町村民税所得割額にて算定を行い、9月分以降の保育料は当年度市町村民税所得割額にて算定を行います。課税額に変更が生じた場合、保育料が変更となる可能性もありますので、予めご了承ください。



※未申告・課税証明書未提出の方は正しい保育料の算定ができないため、最高額(第8階層)で保育料を算定します。

②保育料の軽減について

きょうだい児が、対象施設を利用している場合、保育料の多子軽減制度が適用されます。
 ※就学前児童からカウントして、1人目の児童は全額、第2子が半額、第3子以降が無料となります。市町村民税所得割額が、57,700円未満世帯は多子軽減制度の施設要件及び年齢制限はありません。

※保育施設(認可外を除く)や公立幼稚園に入所されている場合は届け出の必要がありませんが、その他軽減措置に対象施設を利用している場合は(下記参照し該当する世帯)は在園証明書の提出をお願いします。

対 象 施 設	届出書の提出
・企業主導型保育施設 ・私立幼稚園 ・特別支援学校幼稚部 ・児童発達支援及び医療型児童発達支援(児童デイ等) ・情緒障害児短期治療施設通所部	必要
・町立幼稚園 ・認定こども園 ・認可保育所(園) ・小規模事業所施設等	不要

※企業主導型保育施設以外の認可外保育施設は対象外です。

③保育料の納付期限は、毎月10日(4月のみ20日)です。(ただし、土日・祝祭日に当たる場合は、翌営業日となります。)

※納付は原則、**口座振替**をお願いしています。

※保育所(園)と幼稚園にきょうだい児が入園している場合、登録できる口座は1つとなりま
 きょうだい児で別の口座を登録することはできませんので、あらかじめご了承ください。



保育料の階層区分及び保育料一覧



階層区分	各月初日の入所(園)児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
	定義		0~2歳児クラス	
			標準	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0	0
第2-1階層	前年度(9月以降は当年度)の市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい児(者)のいる世帯	0	0
第2-2階層		一般世帯	0 (0) [0]	0 (0) [0]
第3-1階層	48,600円未満	ひとり親・障がい児(者)のいる世帯	8,750 (0) [0]	8,550 (0) [0]
第3-2階層		一般世帯	18,500 (9,250) [0]	18,100 (9,050) [0]
第4-1階層	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親・障がい児(者)のいる世帯	9,000 (0) [0]	9,000 (0) [0]
第4-2階層		一般世帯	27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]
第4-3階層	前年度(9月以降は当年度)の市町村民税所得割額(保護者合算)	77,101円以上 97,000円未満	27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	35,500 (17,750) [0]	34,800 (17,400) [0]
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	42,500 (21,250) [0]	41,700 (20,850) [0]
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	48,000 (24,000) [0]	47,100 (23,550) [0]
第8階層		397,000円以上	63,000 (31,500) [0]	61,900 (30,950) [0]

3~5歳児クラス

無償化により、3歳児以上のクラスは保育料が0円となっております。

※給食費については別途発生いたしますので、各園へお問い合わせください。

また、給食費のうち副食費については、保護者の所得割額の合計が57,700円以上の世帯から発生します。57,700円以上の世帯であっても就学前児童からカウントして、第3子は免除となります。

- * 年度の途中で3歳児となり、認定が3号から2号に変更された場合でも、その年度末までは0~2歳児クラスとしての保育料になります。
- * 第2-2階層から第8階層の()は二人目半額、[]は三人目から無料であると示しています。
- * 市町村民税非課税：「所得割額」に加え「均等割額」も非課税であることが条件となります。

※国の法改正により保育料が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

西原町保育施設一覧及び予定募集定員

※各施設の保育士の配置状況等により変動する場合があります。なお、こぼとゆがふ保育園の延長保育が保育士不足等の事情により休止となりますのでご注意ください。

令和6年度実施園

施設名	定 員							延長保育	子育てセンター	
	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児	計			
公立	坂田保育所	9	20	21	25	25	100	○	△	
私立	西原白百合保育園	12	24	24	24	36 (合同クラス)	120	○	○	
	愛和保育園	18	30	30	30	30	150	△	△	
	さざなみ保育園	9	20	20	32	29	110	○	△	
	さざなみ保育園(分園)	△	10	12	△	△	50	○	○	
	小川保育園	8	15	15	15	17	70	○	△	
	さくらんぼ保育園	12	18	24	25	25	120	△	△	
	さわふじ保育園	12	18	24	24	22	100	○	△	
	さうんど保育園	△	△	12	20	14	14	60	△	△
	さうんど保育園(分園)	6	12	12	△	△	30	△	△	
	西原保育園	12	18	18	20	20	12	100	△	△
	こぼとゆがふ保育園	12	12	12	18	18	18	90	△	△
小規模・事業所	こぼと保育園(小規模)	△	6	12				18	○	△
	うえはら保育園(小規模)	6	0	6				12	○	△
	キティーハウス(事業所)	6	12	12				30	○	△
認定こども園	善隣幼稚園	(1号(教育)) 園が利用決定します。	12	(満3歳児)	19	20	20	71	△	△
		(2号(保育))	3	(満3歳児)	7	7	7	24	△	△
	坂田こども園	(1号(教育))			5	8	25	38	○	△
		(2号(保育))			10	22	65	97	○	△
	西原南こども園 (予定定員)	(1号(教育))			5	8	15	28	○	△
		(2号(保育))			10	22	45	77	○	△

※施設の詳細等はHPなどでご確認ください。

	施設名	電話番号	所住所
公立	坂田保育所	098-945-5306	翁長665
私立	西原白百合保育園	098-945-4534	翁長303
	愛和保育園	098-945-4418	小那覇337-2
	さざなみ保育園	098-945-1164	安室196-1
	さざなみ保育園(分園)	098-945-3535	桃原76
	小川保育園	098-946-6057	小橋川1-2
	さくらんぼ保育園	098-946-1340	翁長523-12
	さわふじ保育園	098-946-2540	小波津586-8
	さうんど保育園	098-945-2397	棚原183-1
	さうんど保育園(分園)	098-943-3032	棚原775
	西原保育園	098-943-3727	与那城172
	こぼとゆがふ保育園	098-946-5817	棚原772-3
小規模・事業所	こぼと保育園	098-945-6828	棚原772
	うえはら保育園	098-917-4234	上原3-32-2
	キティーハウス	098-943-0011	翁長591
認定こども園	坂田こども園	098-943-0318	翁長626-1
	西原南こども園	未定	安室122-1
	善隣幼稚園(↓時間については善隣のみ) ※1号教育時間 8:30~14:00 ※2号保育標準時間 7:30~18:30 2号短時間8:30~16:30	098-944-5344	幸地1027-1



Q1: 令和5年度の申し込みをしましたが、待機児童となっております。

令和6年度4月からの利用を希望する場合、入所申し込みは改めて必要ですか？

A: はい、令和6年度入所申し込みが必要です。(令和5年度の申し込みは令和6年3月末まで有効)

Q2: 申し込み後、勤務先が変わったが、就労証明書の提出は必要ですか？

A: はい、必要です。就労証明書については、勤務先や勤務時間の変更があれば再度提出下さい。

Q3: 就労証明書の記入漏れがあったので自分で追記してもいいでしょうか？

A: 就労証明書や診断書等については、証明者が事実に基づき作成したものであるため、保護者自身での追記作成は絶対に行わないで下さい。書類の改ざんにあたります。

Q4: 申し込みの早い方が有利ですか？また、待機が長い方が優先ですか？

A: 申し込み順や待機の期間によって有利になることはありません。

Q5: 現在西原町へ住んでいませんが、これから転入予定です。申し込みはできますか？

A: はい、一斉受付期間に限り転入することを条件に申し込めます。(3/15までに西原町へ転入) 申し込みの際に転入予定申立書を提出して下さい。

Q6: 令和5年12月出産予定ですが、4月入所の申込みはできますか？

A: 4月入所の選考は9月末までに生まれた児童が対象となります。(生後6ヶ月からの選考)

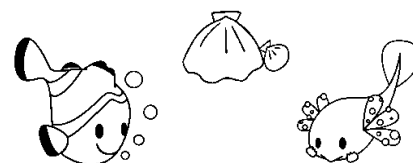
Q7: 入所後に転園できますか？

A: 年度途中での転園は、待機児童や他に申込み者がいない場合のみ、選考をおこないます。ただし、園の空き状況によっては転園できない場合があります。

Q8: 提出した就労証明書どおりの就労ができなくなりました。

また、申し込み後に家庭の状況も変わりました。書類はどうしたらいいですか？

A: 至急ご連絡下さい。内容を確認し、場合によっては入所取り消しや退所になる場合があります。また世帯の状況が変わった場合は変更後の状況が確認できる書類を提出して下さい。



Q9: 育児休業中ですが、入所後いつまでに復職する必要がありますか？

A: 入所月の翌月末までに復職が必要です。(4月1日入所→5月31日までに復職必要)

Q10: 郵送での申込みはできますか？

A: はい、できます。申し込み期間中の令和5年10月31日消印有効とします。

Q11: こども園の1号で申し込みしたが、2号へ変更したい場合はどうすればいいですか？

A: 改めて2号での申請が必要になります。待機状況によって、変更できない場合があります。

Q12: 施設を見学したいのですが可能ですか？

A: 可能です。見学については、各施設へ直接お問い合わせ下さい。

Q13: 西原町内の認可保育園へ在園中ですが、令和6年4月の申込みは必要ですか？

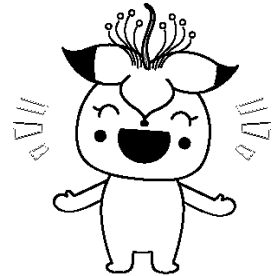
自動更新ではないですか？

A: 自動更新等はありません。在園児でも毎年度の申込みが必要となります。

申込み書類は施設または役場へ提出ください。

Q14: きょうだい児2人を申込みますが、書類は2部必要ですか？

A: はい、必要です。提出お願いします。必要分のコピー等は各自でお願いします。



Q15: こどもが5歳ですが、保育園と幼稚園の両方申込みはできますか？

A: はい、併願可能です。

内定通知が届きましたら、どちらかの辞退の連絡を令和6年2月末までをお願いします。

Q16: 町外へ転出した場合は、今在園している保育園はいつまで利用できますか？

A: 転出した場合は原則退園となります。ただし、転出日の属する月末までは在園することが可能です。□

Q17: 課税証明書等が必要になるのはどのような場合ですか？

A: 転身赴任等により町外で市町村民税の決定を受けている場合に必要です。

また、3月1日以降に転入を予定している場合も課税証明書の提出が必要です。

市町村民税は1月1日時点に住んでいる市町村で決定されます。4月～8月の保育料は前年度の市町村民税、9月～翌年3月の保育料は当該年度の市町村民税によって決定されます。

Q18: 内定後はどのような流れになりますか？

A: 各内定した園より面接日程調整の連絡があります。他詳細については園へお問い合わせください。

入所(園)選考基準表

【基本指数】

要件	細目		点数	父	母	備考	
	日数	1日の就労時間					
就労	月21日以上(5日/週)	10	8時間以上	10		・就労証明書で確認し、就労時間や日数をもって点数付けを行う ・町外(県外・海外)で就労の場合も、町内と同様に点数付けを行う ・自営業者・内職者は、拳証資料と就労証明書をもって確認 ※日数や時間の基準点が16点以下の場合が加算対象となる	
	月16日～20日(4日/週)	8	6時間以上8時間未満	8			
	月12日～15日(3日/週)	6	4時間以上6時間未満	6			
	月12日未満	4	4時間未満	4			
	議会議員			20			
	自営業者・内職者において拳証資料の提出が確認できない場合			-4			
	自営業協力者(代表者が親族の場合)において、勤務実態が客観的に確認できない場合			-4			
	採用予定・自営業開業予定の場合			-2			
妊娠・出産	産前(2ヶ月)～産後(4ヶ月)目の属する月の末日まで		多胎(ふたご等)妊娠	17		・親子健康手帳で出産予定日の記載部分の写しで確認	
			上記以外	16			
疾病・障がい	診断書 手帳	長期入院(1ヶ月以上)又は常時臨床		20		・診断書で確認 ・以下の障害者手帳で状態区分によって点数付けを行う 身体手帳...身体障害者手帳 精神手帳...精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	
		安静を要するもの		18			
		長期加療を要するもの		16			
		身体手帳1・2級/精神手帳1級/療育手帳A1・A2		20			
		身体手帳3級/精神手帳2・3級/療育手帳B1・B2		16			
身体障害者手帳4級		12					
看護・介護	日数		時間			・診断書や証明書と看護・介護申立書で確認し、時間や日数をもって点数付けを行う	
	月21日以上(5日/週)	9	8時間以上	9			
	月16日～20日(4日/週)	7	6時間以上8時間未満	7			
	月12日～15日(3日/週)	5	4時間以上6時間未満	5			
	月12日未満	3	4時間未満	3			
診断書や証明書等の提出がない場合			-3				
災害復旧	災害によって自身の家屋等が被害を受け復旧にあっている場合		20		・罹災証明書をもって確認		
求職活動	求職活動または起業準備を行っている場合		10		・求職申立書をもって確認(入所期間:最長3ヶ月)		
就学・職業訓練	日数		時間			・カリキュラム等の日数や時間が確認できる書類をもって点数付けを行う ・以下の該当学校において点数付けを行う 学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校およびこれらに準ずる教育施設に在学している 公共職業能力開発施設で職業訓練等を受けている ※月時間換算で10点を超える場合はその点数付けを行う	
	月21日以上(5日/週)	8	8時間以上	8			
	月16日～20日(4日/週)	6	6時間以上8時間未満	6			
	月12日～15日(3日/週)	4	4時間以上6時間未満	4			
	月12日未満	2	4時間未満	2			
	申込時点で就学予定の場合			-2			
通信制の場合 ※			10				
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合		20				
育休	育児休業取得時にすでに施設を利用している児童があり、継続が必要な場合		15		・就労証明書の育児休業期間をもって確認し、点数付けを行う		
みなし育休	2歳児未満の家庭保育を行うため、既に利用中の児童の保育継続が必要な場合		13		・みなし育休申立書および親子健康手帳の出産予定日で確認し、点数付けを行う		
不存在	死亡・離別・行方不明等		40				
その他			※				

【調整指数】

要件	内容		調整	父	母	備考	
就労中または採用予定	認可保育園(小規模・事業所内含む)・認定こども園・町立幼稚園		保育士・幼稚園教諭	+40		・就労証明書をもって確認	
	町内認可保育園・認定こども園・町立幼稚園		保育・幼稚園支援員	+10			
	認可外保育園		保育士	+20			
	育児休業から復帰予定			+2		・就労証明書において育児休業復帰予定を確認	
	保護者の一方が、単身赴任等で海外・県外・離島で就労している場合			+6		・別住者の就労証明書の就労先住所で確認	
	生計中心者の失業			+4			
世帯	生活保護世帯			+10		・生活保護受給証明書をもって確認	
	ひとり親世帯			+30		・児童扶養手当受給者証、離婚日の記載がある戸籍謄本等の証明書で確認	
	ひとり親世帯とみなす場合(離婚調停中等)			+26			
	虐待・DV等の世帯	児童相談所等依頼がある場合			+60		・支援施設等を利用している証明書をもって確認
		支援施設を利用している場合			+26		
児童	同居者が上記保育の必要な事由以外に保育が困難な特別な事情がない場合		18歳～59歳	-5		・第1希望園が兄弟同時の場合加点を行う ・申し込み児童それぞれに加点を行う	
			60歳～65歳	-2			
	兄弟が同一保育所を希望している場合			+4			
その他	過年度分を含め保育料及び給食費未納の場合			※		※未納状況に応じて減点を行う	
	児童福祉の観点から町長が特に保育が必要と判断した場合			※		※状況を確認したのちに必要に応じて加点を行う	